

地方自治法・住民の利害に大きく関する市役所の位置変更は慎重であるべき 市役所・区役所の移転は、市民への説明と合意が大前提

市役所・区役所の移転は、市民説明が行われていない

今年4～5月の市民説明会以降に、市役所建替えは大きく進展しました。6月の特別委員会で、本庁・議会棟を「桜町NTT」に移転する案が提案され、7月の特別委員会では中央区役所を「花畑別館跡地」に移転する案が提案されました。

市役所の位置変更は、市議会の「3分の2」の特別多数決

地方自治法第4条は、「地方公共団体の事務所の位置」を規定しています。熊本市はこの規定に基づき、市役所の位置を「熊本市の事務所の位置を定める条例」で定めています。

地方自治法では、市役所の「位置条例」改正は議会の「3分

さらに、8月の特別委員会では、本庁・中央区役所の移転先を明記した「基本構想」(案)が示されました。

しかし、市民への説明は一切行われていません。しかも、「基本構想」(案)に対するパブリックコメントすら実施しません。

の2」の賛成が必要となる「特別多数決」によると定めています。住民の利害に大きく関わる市役所の位置決定は極めて重要であり、慎重に決めるべきです。本市のように、市民への説明や意見聴取も行わず、拙速に決めるべきではありません。

現庁舎の場所は、「100年間」市役所がある熊本市の顔

現庁舎所在地「手取本町1-1」は、100年間市役所があり、市民サービスの拠点・公の場所・熊本市の顔としての長い歴史を持つ場所です。

- 1923年に、現庁舎の前の旧庁舎がこの場所に竣工。
- 1981年に現庁舎が同じ場所に竣工。

また、歴史ある熊本市役所現庁舎の移転は、公の場所を民間に明け渡し、民間の利益のために活用していく、こんな重要な変更が市民抜きで決めていいはずがありません。

議会の特別多数決が必要となる市役所移転については、特段に慎重な対応が必要です。

地方自治法

「逐条解説」では、「事務所の位置は住民の利害に関する点が特に大きいので、その決定、変更は慎重にさせるという意味である」と解説しています。

「市議会だより号外・夏の号」への声

- 市議会だよりに書いてあることをマスコミも取り上げるべき。庁舎の耐震性など、重大な問題だ。庁舎建設には反対。それよりも子ども医療費を完全無料にしてほしい。住民投票があるなら協力したい。
- 市庁舎建替えは、今することじゃない。市長には頭にくる。物価も上がり生活は大変。大林組に電話したら、耐震性はちゃんとしていると言われた。
- 市議会だより読みました。住民投票を是非してください。協力します。

日本共産党
熊本市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1
発行：日本共産党熊本市議

NO. 1379
2024年8月25日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：共産党 熊本市議団



検索



上野みえこ
(中央区)



いせり栄次
(東区)



低所得・生活保護世帯の暑さ対策は急務 エアコン設置助成、電気代助成の実施を！



8月13日、「熊本市生活と健康を守る会」のみなさんと、熊本市に対し、暑さ対策や生活保護制度の改善を求めて申し入れを行いました。熊本市の保護管理援護課、中央区保護課、健康福祉政策課等が対応しました。

<参加者の声>

- ・電気代が怖いので、エアコンは付けずに窓や戸を全開して扇風機を回して過ごしている。
- ・寝る前にエアコンを切ったら、熱中症になってしまった。
- ・エアコン設置補助が行われた時、その前に転居したので、補助の対象外でエアコンがつけてもらえない。日中35度を超える中で生活している。冬は、布団をかぶって寝ている。エアコンがほしい。
- ・日中部屋が45度以上になるので、朝9時から夜9時までエアコンをつけ、あとは消している。電気代を補助してほしい。
- ・福祉金庫の「保証人」はやめてほしい。
- ・介護保険料が高いので、生活保護になった時の過去の介護保険料滞納分は免除してほしい。(国民健康保険は、生活保護減免あり)
- ・病人を抱えているので、車の保有を柔軟に認めてほしい。

【要望内容】

- (1) 生活保護・低所得世帯へエアコンの設置助成を行うこと
 - (2) 低所得者への電気代補助、生活保護の夏季加算を支給すること
- その他、生活保護の車保有を柔軟に認める、福祉金庫の保証人廃止、物価高騰への給付金支給、生活保護の家具什器の特別基準を認めるなどを要望しました。
- 熊本市の対応はどの点でも後ろ向きですが、低所得・生活保護世帯の実情を見るならば、市は要求に早急に応えるべきです。

「市役所建替え」700億円よりも 高すぎる国民健康保険料の引下げを



8月16日、「熊本市国保をよくする会」は国民健康保険・介護保険料の負担軽減、制度の改善を求めて熊本市に申し入れを行いました。

熊本市の国保課・介護保険課・子ども支援課等の回答を聞き、実情を訴え懇談しました。

【要望項目】

- (1) 国民健康保険料・介護保険料の今年度からの値上げを撤回し、高すぎる保険料は引き下げること
- (2) 地方創生臨時交付金を活用し、国保料の独自減免等を実施すること
- (3) 国民健康保険の均等割を18歳まで無料とし、県下自治体でも2市のみとなっている子ども医療費助成制度の自己負担をなくすこと
- (4) 特別な理由がある場合は対象となる国保法44条の「医療費の一部負担金減免」制度を活用しやすくすること
- (5) 介護保険料の滞納による介護サービスを利用させないなどのペナルティをやめること
- (6) マイナンバー保険証はやめて、現行の保険証を残すこと
- (7) 国民健康保険にも傷病手当制度を設けること



<参加者の声>

- ・国民健康保険の均等割・平等割が子育て世帯には負担になるので、子どもについては免除してほしい
- ・他の自治体からの転入者から熊本市の国保料は高いと言われる。後期高齢者医療保険料も高い。
- ・コロナ治療費の負担を軽くし、国保にも傷病手当を支給してほしい。などの意見が述べられました。